

[別紙]

94

様式1

事業報告書
(自 令和3年9月1日 至 令和4年8月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 はらぞの歯科
① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 鹿児島県鹿屋市下堀町9577番地3
- (3) 設立認可年月日 平成19年03月22日
- (4) 設立登記年月日 平成19年03月06日

2 事業の概要

(1) 本来業務 (診療所の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数	
診療所	はらぞの歯科	鹿児島県鹿屋市下堀町9577番地3	一般病床	0床
			療養病床	0床
			[医療保険	0床]
			[介護保険	0床]

(2) 当該会計年度内に社員総会で議決した事項

- 令和3年10月19日 定時社員総会による令和2年度決算の決定
令和3年10月19日 同上による令和3年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人 はらぞの歯科

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島県鹿屋市下堀町9577番地3

財 産 目 録

(令和 4年 8月31日現在)

1. 資 産 額	32,250 千円
2. 負 債 額	21,539 千円
3. 純 資 産 額	10,711 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	15,341
B 固 定 資 産	16,909
C 繰 延 資 産	0
D 資 産 合 計 (A+B+C)	32,250
E 負 債 合 計	21,539
F 純 資 産 (C-D)	10,711

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人 はらその歯科

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島県鹿屋市下堀町9577番地3

貸 借 対 照 表

(令和 4年 8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	15,341	I 流 動 負 債	7,024
II 固 定 資 産	16,909	II 固 定 負 債	14,514
1 有 形 固 定 資 産	16,600	負 債 合 計	21,539
2 無 形 固 定 資 産	282	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	25	科 目	金 額
III 繰 延 資 産		I 資 本 金	5,000
		II 資 本 剰 余 金	
		III 利 益 剰 余 金	5,711
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
		純 資 産 合 計	10,711
資 産 合 計	32,250	負 債 ・ 純 資 産 合 計	32,250

様式4-2

法人名 医療法人 はらぞの歯科

※医療法人整理番号

所在地

損 益 計 算 書
(自 令和 3年 9月 1日 至 令和 4年 8月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	97,897
2 事業費用	99,051
本来業務事業損失	1,153
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	1,153
II 事業外収益	1,899
III 事業外費用	68
経常利益	677
IV 特別利益	41
V 特別損失	318
税引前当期純利益	399
法人税等	349
当期純利益	50

法人名 医療法人 はらぞの歯科

所在地 鹿児島県鹿屋市下郷町9577番地3

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--	--	--	--

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
			当法人理事、 不動産の賃借	賃借料の支払い	2,760	賃借料	

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

監事監査報告書

医療法人 はらぞの歯科
理事長 原園 聖一 殿

私は、医療法人 はらぞの歯科 の令和 3 年度（令和 3 年 9 月 1 日から令和 4 年 8 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 4 年 10 月 3 日

医療法人 はらぞの歯科

監事 南 光幸

